



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 鶴島 一広
 〒104-0031 中央区京橋3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp

一日ペットボトル4本

熱中症対策は会社の責務

8月、連日の猛暑日の中での勤務、大変おつかれさまです。さて、この記録的な暑さの中、皆さんの職場の「暑さ対策」、「熱中症対策」はどうなっていますか？都内・集配で働く期間雇用社員の「叫び」を紹介します。

私は、配達の仕事をしてい
 ます。とにかく、暑く、大量
 の汗をかきます。滝のように
 額から汗を流しながらの配達
 です。当然、配達の中で水
 分補給の為に水を「買って」
 熱中症や脱水症状にならない
 ようにしています。多い時に
 は6本位を買うこともありま
 すが、平均4本位でした。1
 50円×4本＝600円で
 す。

サービスを維持するのに私
 達労働者が600円/日に、
 12000円/月もの金額を
 出費していることになりま
 す。果たしてこれって当然の
 出費でしょうか？

また、以前は局内に設置し
 てあった冷水器は衛生上の問
 題があるとのことで撤去されま
 した。室内作業をしている人
 ほど水分補給を忘れがちにな
 るとおもいます。誰もが気軽

にいつでも水を「無料」で飲
 むる場所や設置物が皆さんの
 職場にありますか？
 社内にはいたとしても、食
 堂のそばにある自動販売機を
 利用して「有料」で水分を補
 給しなくてはならないのでは
 ないでしょうか。
 私達がタダで手にすること
 ができるのは、せいぜい会社
 が用意するものとして、熱中
 症予防の為に「アメ」程度が
 一般的でしょう。ある局では、
 冷感スプレーが用意してあ
 り、またある局では「局長の
 差し入れです！キュウリを用
 意しました！」と放送を流す。
 しかし、なかにはウォーターサ
 ーバーが設置されている局が
 あると聞いて驚きました。う
 らやましいかぎりです。
 私達は、いつの間にか「労
 働安全衛生」を私達の身銭を
 叩いて守り、事業のサービス



を維持しています。これもあ
 る意味「自爆」と呼んでもい
 いのではないのでしょうか。会
 社はただちに、「無料」で衛
 生的に誰もが、気楽に水分補
 給ができる場所の確保、機器
 の設置を行い、「水分補給手
 当てを新設して」と私達はそ
 れを要求していくべきでし
 ょう。

最後にこの時期、期間雇用

社員やパートの方達は、なか
 なか年休もとれません。この
 猛暑・酷暑で体力を消耗した
 ままの状態です。郵政で働く
 全ての人に「夏期休暇」を与
 えるべきです。同じ職場で同
 じ仕事を同じ責任を持つて
 みんな働いています。郵政労
 働契約法20条裁判でも、期
 間雇用社員にも「夏期休暇」
 を与えろと求めている部分
 です。体調管理を行う上でも
 休暇は重要であり、必要なも
 ので与えないことは誰がみ
 ても差別・格差と言わざるを
 得ないでしょう。

塩飴は当然「水分補給手当」は正当では

労働安全衛生法（労安法）は、第1条で「労働者の安全と健康を保持」し、職場の労働条件を「快適な作業環境」・働き方にふさわしい職場環境の形成を促進することと定めています。この目的は何よりも労働者のいのちと健康を守ることです。

そのための事業者の責務として、第3条で「労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じ、労働者の安全と健康を保持するようにしなければならない」と明確に述べ、事業者の労働者に対する安全配慮義務、健康保持責任を罰則付きで具体化しています。

塩飴を用意したり、局長がキュウリを用意するのも労安法第3条から当然のことで、冷水器の撤去はある種、労働条件の低下であり快適な作業環境の形成に反します。労働者の「安全と健康保持」義務から「水分補給手当」は熱中症対策として当然の要求ではないのでしょうか。



戦争法案が参
 議院で審議され
 ている▼戦争法
 案を審議してい

る国会で「少子化が進むいま、
 これからどのように自衛隊員
 を確保するのか」という質問
 が出たそうだ。昨年度の日本
 の新生児は約100万人で過
 去最少。40年前の半数とか。
 今年度に新規採用された自衛
 官と同じ数を25年後に採用
 するためには、新生児の30
 人に1人が入隊する計算にな
 ると答弁したそうだ▼アメリ
 カでは貧困家庭の若者に奨学
 金や経済援助を持ちかけ、世
 界で起こしている戦争にこの
 若者たちを送り込むやり方が
 常態化していると報道されて
 いる▼日本でも自衛隊の奨学
 金制度の拡大も必要になるの
 ではないかと指摘されてい
 る。自衛隊に入る意思がある
 大学生への奨学金制度。卒業
 後、一定期間自衛隊に勤務す
 れば返済不要。派遣やブラッ
 ク企業で働かなければならな
 い貧困に苦しむ若者を「安定
 した仕事」の公務員だから、
 「奨学金がある」と勧誘して
 志願させる「経済的徴兵制」
 の強化も現実味をおびてい
 る。戦争法案は廃案しかない。

(宇)

最賃・東京19円(郵政20円)引き上げ

平均18円アップ・フルに働いても貧困ライン以下

最低賃金の47都道府県の改定額が8月24日出そろいました。全国平均は798円で引き上げ額は18円でした。期間雇用社員の賃金(時給)は、最低賃金が基礎となっているだけに取り組みを強めて来ましたが、政労使が合意している平均時給1000円以上には程遠いもので「人たるに値する生活」をもたらす最低賃金が求められます。

に人は集まりません。正社員を増やすか付加額や加算額を引き上げて条件をよくすることが急務です。



郵政で働く時給制契約社員

の時給額は、地域別最低賃金(10円未満は切り上げ)プラス付加額(20円)です。外務の場合はこれに加算額(130円)がプラスされま

す。したがって、地域別最低賃金が上がれば時給に連動し時給アップとなります。

今回、東京では時給19円引き上げられ907円となりました。郵政では、10円未満は切り上げられますから9

10円となり、付加額20円

がプラスされ930円となります。(外務は加算額130円を加えて1060円)これが時給制契約社員の基本給となります。

昨年、東京の引き上げ額は19円で、東京の最低賃金は888円でした。

■キツイのに時給が低い

職場では深刻な人員不足で組合の「増員要求」に会社は、

「募集をかけても集まらない」で済ませています。ここ数年の最賃引き上げが二けた上がる中で、郵政の付加額や加算額は据置かれたままです。結果、地域最賃と郵政の時給との差は少なくなっています。最賃とあまり変わらな

い時給では仕事がついに集配

最低賃金は、企業が労働者に支払わないといけない最低額の賃金です。大企業であれ、中小企業であれ、パートや学生アルバイトを含め、すべての労働者に適用されます。

日本では非正規労働者が2000万人を超し、年収200万円以下の労働者は1000万人を超え、平均賃金が下が

り続けています。

■安倍が「本気でどうやって」

1日8時間週40時間働いても「生活保護」以下の年収が問題となった2008年に改正最低賃金法が成立し、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ことを明記し「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」との文言も加えられま

職場実態の積み上げが肝心！ みんなの声が主役です

東京地本が大会要求書を提出・交渉へ

7月25日行われた、第4回地本大会では、人員不足による深刻な実態やコンプライアンス違反の営業、タダ働き、賃金の支給漏れなど職場実態が報告されました。これらの実態を「大会要求」に追加することが確認され、8月25日、「第4回定期大会要求書」として支社に提出して交渉を求めました。

大幅増員を求める要求では、国際郵便がモノによって200%もの増加となっており区分が追いつかない状況が続いています。夜間労働は昼間労働と比較して軽減措置が取られるべきですが、人員不足により休憩・休息すらもともに取得できていません。また、人員不足のため時間指定など約束した郵便サービスが確保できずサービス低下となっているなど深刻な実態を改善するために増員を求めました。

営業問題では、晴海局に完封で5箱分2万枚のかもめーるが交換で持ち込まれた。さらに「50箱分20万枚が持ち込まれた」と銀座郵便局の実態が大会で報告されています。「立替禁止」にもかかわらず立替が行われているなどコンプラ違反の是正を求めました。

期間雇用社員の賃金が、最賃改訂に基づいて支給されていない。作業能率測定が行われていないなどの是正を求めました。その他、人事評価のフィードバックが行われていないなど支社の指導の徹底を求めました。

当面の行動日程

- 9月1日 東京地本 戦争法案反対 独自宣伝(京橋)
- 9月2日 20条裁判 進行協議
- 9月3日 毎週木曜 国会前行動
- 9月8日 東京地評争議支援総行動
- 9月10日 大橋裁判 控訴審
- 9月15日 毎週木曜 国会前行動
- 9月17日 東京地本 戦争法案反対 独自宣伝(京橋)
- 9月17日 毎週木曜 国会前行動
- 14日前後から連続国会座り込みを予定